



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第75号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則

（医療対策課） 2

公布された条例等のあらまし

◇緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（規則第48号）

1 規則の概要

- (1) 島根大学に緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で医学を履修する課程（以下「医学課程」という。）に在学するものであって将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとするものに対し、奨学金を貸与することとした。（第3条関係）
 - (2) 奨学金の貸与額は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める額とすることとした。（第4条関係）
 - ア 修学費 1月当たり100,000円
 - イ 授業料相当額 1年当たり535,800円
 - ウ 入学金相当額 282,000円
 - (3) 奨学金は、医学生が島根大学の医学課程を修了する日の属する月まで貸与することとし、奨学金の貸与期間は、正規の修業年限を上限とすることとした。（第5条関係）
 - (4) 奨学金の貸与は、知事が提出を求める書類により決定することとした。（第8条関係）
 - (5) 奨学金の貸与の決定の取消し及び停止の事由を定めることとした。（第10条関係）
 - (6) 被貸与者は、奨学金の貸与の取消し等に至ったときは、貸与を受けた奨学金の全額と各月の貸与額に年10パーセントの割合で算定した額との合計額を一括返還しなければならないこととした。（第12条関係）
 - (7) 奨学金の返還の時期及び方法について、特例措置を受けることができる事由を定めることとした。（第13条関係）
 - (8) 奨学金の返還を猶予する事由及び必要な手続を定めることとした。（第14条関係）
 - (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定により奨学金の返還債務を免除する場合の従事期間の算定等について定めることとした。（第15条関係）
 - (10) 被貸与者、連帯保証人又は被貸与者の相続人が届け出なければならない事項を定めることとした。（第17条関係）
- #### 2 施行期日
- 平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則をここに公布する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第48号

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則

（目的）

第1条 この規則は、将来県内の医療機関に勤務しようとする医学生に対し、奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「医学生」とは、島根大学に緊急医師確保対策枠推薦入学の制度により入学した者で医学を履修する課程（以下「医学課程」という。）に在学するものをいう。

2 この規則において「指定医療機関」とは、県内の医療機関で次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）のうち次の者

が開設する病院又は診療所

ア 県

イ 市町村

ウ 地方公共団体が組織する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。以下同じ。）

エ 日本赤十字社

オ 社会福祉法人恩賜財団済生会

カ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) 臨床研修指定病院（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院をいう。）

(3) へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づき知事の指定を受けた病院をいう。以下同じ。）

(4) その他前3号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

3 この規則において「特定地域医療機関」とは、県内の次に掲げる施設をいう。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する公的医療機関のうち次の者が開設する病院又は診療所

ア 市町村

イ 地方公共団体が組織する組合

ウ 日本赤十字社

エ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) へき地医療拠点病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

(3) その他前2号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所
（奨学金の貸与）

第3条 県は、将来指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする医学生（へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）又はしまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）による貸与を受けた者を除く。）に対し、奨学金を貸与するものとする。

（貸与金額）

第4条 奨学金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 修学費 1月当たり100,000円

(2) 授業料相当額 1年当たり535,800円

(3) 入学金相当額 282,000円

（貸与期間）

第5条 奨学金の貸与期間（以下「貸与期間」という。）は、第8条の規定により知事が奨学金の貸与を決定した日の属する月から、当該貸与を受けた医学生が島根大学の医学課程を修了する日の属する月までとする。ただし、貸与期間は、正規の修業年限を超えることができない。

（連帯保証人）

第6条 奨学金の貸与を受けようとする医学生は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

3 第1項の連帯保証人は、第9条第1項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

（貸与の申請）

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、緊急医師確保対策枠奨学金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 島根大学の在学証明書（島根大学入学前に申請する者にあつては、島根大学入学後に速やかに提出すること。）
- (2) 連帯保証人及び家族全員についての市町村長の発行する所得証明書
- (3) 学業及び人物についての所見を記載した高等学校長の証明する調査書
（貸与の決定）

第8条 知事は、前条の申請に基づき奨学金を貸与する医学生を同条第1号から第3号までに掲げる書類により決定し、緊急医師確保対策枠奨学金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号）により当該医学生に、緊急医師確保対策枠奨学金貸与決定（不承認）通知書（様式第3号）により島根大学学長に通知する。
（奨学金の交付）

第9条 前条の規定により奨学金の貸与決定通知を受けた医学生（以下「被貸与者」という。）は、直ちに当該年度の緊急医師確保対策枠奨学金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

- 2 被貸与者は、貸与期間中は、毎年3月31日までに翌年度分の緊急医師確保対策枠奨学金交付申請書（様式第4号）を、毎年4月15日までに在学する学年を記載した在学証明書を知事に提出するものとする。
- 3 奨学金のうち修学費は、毎月交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、あらかじめ、数月分を併せて交付することができる。
- 4 奨学金のうち授業料相当額は、その2分の1に相当する額をそれぞれ4月分と10月分の修学費と併せて交付するものとする。
- 5 奨学金のうち入学金相当額は、入学した日の属する月の修学費と併せて交付するものとする。
- 6 第3項ただし書の規定による奨学金の交付を受けようとする医学生は、緊急医師確保対策枠奨学金一括交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（貸与の決定の取消し及び停止）

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため島根大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 指定医療機関に勤務する意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

2 知事は、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで、奨学金の交付を停止する。この場合において、停止された月分の奨学金が既に交付されているときは、当該奨学金は、当該被貸与者が復学した日の属する月の翌月以降の分として交付されたものとする。

（借用証書の提出）

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に交付を受けた奨学金の全額について、借用証書（様式第6号）を提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 前条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を取り消されたとき。

（返還）

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で算定した額との合計額（以下「返還債務の額」という。）を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により奨学金の貸与が取り消されたとき。
 - (2) 島根大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。
 - (3) 業務上の事由によらない死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。
 - (4) 島根大学の医学課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して12年を経過する日までに、貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。）第2条の表緊急医師確保対策枠奨学金の項に規定する免除の条件を達成できない見込みとなったとき。
- 2 被貸与者は、前項の規定により奨学金を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、緊急医師確保対策枠奨学金返還明細書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- （返還の特例）

第13条 被貸与者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

- (1) 死亡したとき。
 - (2) 心身の故障により、島根大学の医学課程を修了する見込みがなくなったため貸与の決定を取り消されたとき又は医師の業務に従事することができなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたとき。
- 2 被貸与者は、前項の規定により奨学金を返還しようとするときは、前項各号に掲げる事由が生じた日（第15条第3項の規定により返還債務の額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定の通知を受けた日）から起算して14日以内に、緊急医師確保対策枠奨学金返還方法承認申請書（様式第8号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い（支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。）又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、貸与期間を超えることができない。
- 3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、緊急医師確保対策枠奨学金返還方法変更承認申請書（様式第9号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- （返還の猶予）

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、島根大学の医学課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して12年を経過する日まで及び災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難であると知事が認めるときは当該事由が継続する期間、奨学金の返還を猶予することができる。

- 2 被貸与者は、前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、同項に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、緊急医師確保対策枠奨学金返還猶予申請書（様式第10号）に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 被貸与者は、第1項の事由がなくなるまでの間は、毎年1回、4月30日までに緊急医師確保対策枠奨学金返還猶予申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- （返還の免除）

第15条 条例第2条の表緊急医師確保対策枠奨学金の項に規定する従事期間（以下「従事期間」という。）は、被貸与者が指定医療機関の職員（医師の業務に従事した場合に限る。以下同じ。）となった日の属する月から指定医療機関の職員でなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

- 2 前項の規定により従事期間を算定する場合において、当該期間中に次の各号に掲げる期間があるときは、その開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。
 - (1) 休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間
 - (2) 臨床研修以外の研修を受けることを目的として医師の業務に従事（診療行為を行わないで専ら研修又は研究をすることをいう。）する期間
- 3 被貸与者は、返還債務の額の全部又は一部について返還の免除を受けようとするときは、条例に規定する事由が生じ

た日から起算して14日以内に緊急医師確保対策枠奨学金返還免除申請書（様式第11号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 被貸与者は、返還債務の額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。

5 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（延滞金）

第16条 被貸与者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（届出）

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき。
- (3) 心身の故障のため島根大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 島根大学の医学課程を修了したとき。
- (5) 医師免許を取得したとき。
- (6) 臨床研修を行うこととなったとき又は臨床研修を修了し、若しくは中止したとき。
- (7) 指定医療機関の職員となったとき又は指定医療機関の職員でなくなったとき。
- (8) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。
- (9) 連帯保証人を変更したとき。
- (10) 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- (11) この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還が免除されたとき。

2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（医学生地域医療奨学金貸与規則の一部改正）

2 医学生地域医療奨学金貸与規則の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「以下「過疎地域」という。」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) へき地医療拠点病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。)

第3条中「又はしまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）」を「、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）又は緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）」に改める。

（しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部改正）

3 しまね医学生特別奨学金貸与規則の一部を次のように改正する。

第3条中「又は医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）」を「、医学生地域医療奨学金貸与規

則（平成18年島根県規則第14号）又は緊急医師確保対策卒業奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）」に改める。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名 ㊟
(本人)

緊急医師確保対策枠奨学金貸与申請書

奨学金の貸与を受けたいので、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、指定医療機関に所定の期間勤務することを誓います。

本 人	ふりがな				生年月日	年 月 日生				
	氏 名				及び年齢	(満 歳)				
	現住所及び 電話番号		〒		() -					
	帰省先住所 及び電話番号		〒		() -					
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年齢	就労の 有 無	所得の区分	学 校		生計主体と		
						種別	国公立又は 私立の別	自宅通学又は 自宅外通学の別	住居	生計
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別	同・別
連 帯 保 証 人	氏 名				生年月日					
	住 所 電話番号		〒		() -		続 柄			
島根県以外の 医学生向け奨学金			<input type="checkbox"/> 受けている。(貸与機関名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある。(貸与機関名) <input type="checkbox"/> なし							

注 「島根県以外の医学生向け奨学金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される奨学金が対象です。

添付書類

- 1 島根大学の在学証明書(島根大学入学前に申請する者にあつては、島根大学入学後に速やかに提出すること。)
- 2 市町村長が発行する所得証明書(連帯保証人及び家族全員)
- 3 出身高等学校長の証明する調査書

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

様

島根県知事



緊急医師確保対策枠奨学金貸与決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急医師確保対策枠奨学金の貸与については、下記のとおり決定した（不承認になった）ので、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第 8 条の規定により通知します。

記

1 決定

決 定 番 号	号
貸 与 額	修学費 円 (月額)
	授業料相当額 円 (年額)
	入学金相当額 円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

島根大学学長 様

島根県知事



緊急医師確保対策枠奨学金貸与決定（不承認）通知書

このことについて、下記の者は、緊急医師確保対策枠奨学金を貸与することを決定し（不承認とし）ましたので通知します。

記

1 決定

氏 名	
決 定 番 号	号
貸 与 月 額	修学費 円（月額） 授業料相当額 円（年額） 入学金相当額 円
貸 与 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
決定番号 ー

年度緊急医師確保対策枠奨学金交付申請書

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第 9 条の規定により、 年 月から 年 月までの奨学金として下記
金額の交付を申請します。

記

金 円
(ただし、修学費 円、授業料相当額 円、入学金相当額 円)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ㊟
決定番号 ー

緊急医師確保対策枠奨学金一括交付申請書

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第 9 条第 3 項ただし書の規定により、下記のとおり奨学金の一括交付を申請します。

記

交付を受けようとする月分	年	月分	円
	年	月分	円
	年	月分	円
計		月分	円
月分の交付を受けようとする理由			

様式第 6 号 (第11条関係)

借 用 証 書

収入印紙

金 円

ただし、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則により貸与を受けた奨学金（ 年 月分から 年 月分まで）上記金額借用しました。については、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この奨学金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

本 人 住 所
氏 名
決定番号

印

—

連帯保証人 住 所
氏 名

印

島根県知事 様

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

島根県知事 様

本 人 住 所
氏 名 ⑩
決定番号 ー
連帯保証人 住 所
氏 名 ⑩

緊急医師確保対策枠奨学金返還明細書

貸与を受けた奨学金を下記により返還します。

記

貸与を受けた期間 〔休学又は停学により貸与が 休止された期間〕	年 月から 年 月まで 月間 (年 月から 年 月まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第 8 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本 人 氏 名
決定番号

⑩
—

緊急医師確保対策枠奨学金返還方法承認申請書

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第13条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の特例措置を受けたいので承認されるよう申請します。

記

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が休止された期間)	年 月から 年 月まで 月間 (年 月から 年 月まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1 回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還をしたい理由	

様式第9号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人氏名 ㊟
決定番号 ー

緊急医師確保対策枠奨学金返還方法変更承認申請書

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第13条第3項の規定により、下記のとおり奨学金の返還方法を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更前

貸与を受けた期間 (休学又は停学により貸与が休止された期間)	年 月 から 年 月 まで 月間 (年 月 から 年 月 まで 月間)
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
変 更 し よ う と す る 理 由	
返 還 期 日	(1) 1回払い 年 月 日 (2) 年 賦 毎年 月 日 (3) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (4) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日

様式第10号 (第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 本 人 氏 名 ④
 決定番号 ー

緊急医師確保対策枠奨学金返還猶予申請書

緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第14条第1項の規定により、下記のとおり奨学金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
医 籍 登 録 番 号 (登 録 年 月 日)	(年 月 日)
在職する医療機関等の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

様式第11号 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本 人 氏 名 ④
決定番号 ー

緊急医師確保対策枠奨学金返還免除申請書

下記のとおり貸与を受けた奨学金の全部（一部）について返還の免除を受けたいので、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則第15条第3項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた奨学金総額	金 円	
返還未済の返還債務の額	金 円	
免除を受けようとする額	金 円	
在職した指定医療機関の名称及び 従事期間	機 関 の 名 称	従 事 期 間
医籍登録番号（登録年月日）	（ 年 月 日 ）	
休職又は停職の有無及び期間（業務 に起因する休職を除く。）		
業務に起因する死亡又は退職につい ての事実		
業務に起因する死亡又は退職の年月日	年 月 日（死亡・退職）	
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した指定医療機関の名称及び従事期間を記載した在職証明書
- 2 医師免許証の写し
- 3 休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職及びその期間を証明する書類
- 4 業務に起因する死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書